

総務省

番号	制度名
総務省	
総務01	5G投資促進税制の創設
総務02	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置
総務03	地域データセンター整備促進税制の拡充・延長

点検結果表

(行政機関名：総務省)

制度名	5G投資促進税制の創設		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（5G基地局（開設計画に記載されている5G基地局の数を上回って開設されるものに限る。）及びローカル5G基地局の開設に必要な光ファイバを設置する事業者に対して、税制特例措置を講ずることにより、5Gサービスの早期全国展開及び円滑導入を促進する）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（5G基地局（開設計画に記載されている5G基地局の数を上回って開設されるものに限る。）及びローカル5G基地局の開設に必要な光ファイバを設置する事業者に対して、税制特例措置を講ずることにより、5Gサービスの早期全国展開及び円滑導入を促進する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 評価書に達成すべき水準（2022年度末までに、5G基地局の前倒し整備をはかるものうち半数である約9,500局についての光ファイバの追加整備を支援する）を記載。</p> <p>② 評価書に適用期間の最終年度（2022年度末）における達成目標を記載。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（法人税）について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに示されおらず、また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 法人税の特別償却及び税額控除は選択制であるところ、全社が税額控除を選択するものと考えて減収額を計算しており、特別償却の適用見込み数は0件と見込んでいるため、評価書にその旨を記載。</p> <p>算出根拠については、事業者ヒアリングを実施し、将来の適用見込み数を聞き取って算出したものであり、詳細は別紙に記載。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「法人税の特別償却及び税額控除は選択制であるところ、全社が税額控除を選択するものと考えて減収額を計算しており、特別償却の適用見込み数は0件と見込んでいるため」との説明では、なぜ全社が税額控除を選択すると考えたのが不明であり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに示されていない。また、減収額の算定の基礎としている投資見込額について、別紙において「100者当たり対象設備投資見込額」等と説明されているが、</p>
--

<p>算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 法人税の特別償却及び税額控除は選択制であるところ、全社が税額控除を選択するものと考えて減収額を計算している。</p> <p>算出根拠については、事業者ヒアリングを実施し、各年度における整備見込み数や単価等の聞き取りを行い、その結果から算出したものである。単価等に関する情報は各社の事業戦略の根幹に関わる機密性の高い情報であるため、詳細なヒアリング結果の公表は困難だが、試算における算出根拠として差し支えない値であると考えている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 全ての達成目標（「2022年度末までに約1,500箇所におけるローカル5Gの導入を支援し機器の普及を促すことで、導入コストの低廉化・定額化をはかる」、「現行開設計画において2022年度末累計約3.5万局とされている基地局整備を加速し、2022年度末までに約1.9万局の前倒し整備をはかる」、「5G基地局（開設計画に記載されている5G基地局の数を上回って開設されるものに限る。）及びローカル5G基地局の開設に必要な光ファイバを設置する事業者に対して、税制特例措置を講ずることにより、5Gサービスの早期全国展開及び円滑導入を促進する」及び「2022年度末までに、本税制により約1,900箇所における5G基地局の設置に必要な鉄塔等の設備の共同利用を促進する」）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① ローカル5Gについては導入コストが低廉していないこと、5G基地局については開設予定数が開設計画5年間の認定期間の最終2年間に集中していることから、現状では全国への早期展開が困難である。本税制措置により5G関連設備への投資促進を図ることにより、事業者がより一層の投資活動を実施でき、早期に日本全国で基盤インフラである5Gの整備を実施することができる。これにより、様々な地域において地域経済の向上や地域課題解決が図られるとともに、我が国経済の国際競争力強化が図られることから、達成目標の実現に十分寄与するものと見込まれる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「ローカル5Gについては導入コストが低廉していないこと、5G基地局については開設予定数が開設計画5年間の認定期間の最終2年間に集中していることから、現状では全国への早期展開が困難である。本税制措置により5G関連設備への投資促進を図ることにより、事業者がより一層の投資活動を実施でき、早期に日本全国で基盤インフラである5Gの整備を実施することができる。これにより、様々な地域において地域経済の向上や地域課題解決が図られるとともに、我が国経済の国際競争力強化が図られることから、達成目標の実現に十分寄与するものと見込まれる」との説明では、全ての達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(3)、(5)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	5G 投資促進税制の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 Society5.0 の実現に向け、21 世紀の基幹インフラである5G 及びこれを支える光ファイバの整備を更に促進し、5G を活用して地域が抱える様々な社会課題の解決を図るとともに、我が国経済の国際競争力を強化するため、税制特別措置を新規に創設する。要望する税制特別措置の対象及び内容は以下のとおり。 (1)ローカル5G 用無線局の免許人に対して、以下の内容の税制特別措置を措置。 ① 法人税及び所得税 ・対象設備の取得価額の 30%の特別償却又は5%の税額控除 ② 固定資産税 ・対象設備の取得後5年度分の課税標準の特例(軽減割合1/2) (2)認定を受けた開設計画に記載されている5G 基地局の数を上回る数の基地局を開設した携帯電話事業者に対して、以下の内容の税制特別措置を措置。 ①法人税 ・対象設備の取得価額の 30%の特別償却又は5%の税額控除 ②固定資産税 ・対象設備の取得後5年度分の課税標準の特例(軽減割合1/2) (3)5G 基地局(開設計画に記載されている5G 基地局の数を上回って開設されるものに限る。)及びローカル5G 基地局の開設に必要な光ファイバを設置する事業者に対して、以下の内容の税制特別措置を措置。 ① 法人税 ・対象設備の取得価額の 30%の特別償却又は5%の税額控除 ② 固定資産税 ・対象設備の取得後5年度分の課税標準の特例(軽減割合1/2)

		(4)5G 基地局の設置に必要な鉄塔等の設備を複数事業者に対して使用させる事業者等に対して、以下の内容の税制特別措置を措置。 ① 法人税 ・対象設備の取得価額の 30%の特別償却又は5%の税額控除 ② 固定資産税 ・対象設備の取得後5年度分の課税標準の特例(軽減割合1/2)
		《関係条項》 —
5	担当部局	総務省情報流通行政局地域通信振興課地方情報化推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:令和2~4年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	3年間
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 5G サービスの提供に必要な ICT インフラの早期全国展開及び円滑導入を支援することにより、多数の地域における経済活性化及び課題解決を実現するとともに、我が国経済の国際競争力強化を実現。 《政策目的の根拠》 <経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月 21 日閣議決定)> Society5.0 の実現に向けて、2020 年度末までに全都道府県で 5G サービスを開始するとともに、セキュリティの確保に留意しつつ、通信事業者等による 5G 基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、2024 年度までの 5G 整備計画を加速する。 <まち・ひと・しごと創生基本方針 2019(令和元年6月 21 日)> Society5.0 の実現に向けて、2020 年度末までに全都道府県で 5G サービスを開始するとともに、通信事業者等による 5G 基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、2024 年度までの 5G 整備計画を加速する。 <世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和元年6月 14 日閣議決定)> 5G のサービスを支える基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの整備を進めるとともに、5G による地域課題解決に向けた開発実証を推進していく。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け V. 情報通信 (ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>ローカル5G は、工場、建設現場、病院、農地等、比較的小規模なエリアをカバーするため、5G を自営通信用として活用するために割り当てられるものである。本年 11 月にローカル5G 用無線局の免許申請が開始される予定であるが、ローカル5G サービスの本格展開は来年度以降と見込まれている。</p> <p>ローカル5G は、地域や産業分野の個別ニーズに合わせ、地域ごとの課題にきめ細かく対応できることから、その効果が多いに期待される一方、小規模エリアでの免許であるため、導入コストが低廉化していないローカル5G 制度の運用開始時点では、ローカル5G 導入による採算性を見込むことが容易でなく、ローカル5G サービスの円滑な導入に懸念がある。</p> <p>このため、ローカル5G 用無線局の免許人に対して、税制特別措置を講ずることにより、ローカル5G の円滑な導入を推進する。具体的には、本税制により、2022 年度末までに約 1,500 箇所におけるローカル5G の導入を支援し機器の普及を促すことで、導入コストの低廉化・定額化をはかる。</p> <p>また、本年4月 10 日に我が国における最初の5G 用周波数の割当てが実施された。しかしながら、国際的には一部の国で5G サービスが既に開始される中、携帯電話事業者4社の開設計画では、5G 基地局の開設予定数は5年間の認定期間の最終2年間に集中しており、特に本年度及び来年度の基地局の設置数は少数にとどまっている。</p> <p>5G は、21 世紀の基幹インフラとして様々な分野における社会課題解決、生産性向上、国際競争力強化の観点から、全国への速やかな整備が強く求められる。</p> <p>このため、認定を受けた開設計画に記載されている5G 基地局の数を上回る数の基地局を開設した携帯電話事業者に対して、税制特別措置を講ずることにより、5G 基地局の早期全国展開を推進する。具体的には、現行開設計画において 2022 年度末累計約 3.5 万局とされている基地局整備を加速し、2022 年度末までに約 1.9 万局の前倒し整備をはかる。</p> <p>加えて、5G サービスの導入・展開に当たっては、それらを支える光ファイバの整備も必要不可欠となる。</p> <p>そのため、5G 基地局(開設計画に記載されている5G 基地局の数を上回って開設されるものに限る。)及びローカル5G 基地局の開設に必要な光ファイバを設置する事業者に対して、税制特別措置を講ずることにより、5G サービスの早期全国展開及び円滑導入を促進する。具体的には、2022 年度末までに、5G 基地局の前倒し整備をはかるもののうち半数である約 9,500 局についての光ファイバの追加整備を支援する。</p> <p>更に、5G の導入に当たっては、移動通信システムの高速化・大容量化や高周波帯の利用のために基地局の小セル化や多セル化が必要となり、新たに多数の基地局を開設することが必要となる。</p> <p>しかしながら、空中線を設置するための鉄塔の設置場所やビル等の物理スペースが限られるだけでなく、景観上の問題から鉄塔等の設置が制約されることが多くなっており、鉄塔等の設備を複数事業者間で</p>
--	---------------------------	--

		<p>共同使用することがこれまで以上に重要となることが想定される。</p> <p>このため、5G 基地局の設置に必要な鉄塔等の設備を複数事業者に対して使用させる事業者等に対して、税制特別措置を講ずることにより、鉄塔等の設備の共同使用を促進する。具体的には、2022 年度末までに、本税制により約 1,900 箇所における5G 基地局の設置に必要な鉄塔等の設備の共同利用を促進する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>導入コストが低廉化していない現時点では、ローカル5G 導入による採算性を見込むことが容易でないこと、また、5G 用周波数の割当てを受けた携帯電話事業者4社の開設計画では、5G 基地局の開設予定数は5年間の認定期間の最終2年間に集中しており、特に本年度及び来年度の基地局の設置数は少数にとどまっていることから、5G 関連設備への投資に対するインセンティブを付与することにより、5G サービスの早期全国展開及び円滑導入が図られ、ひいては、多数の地域における経済活性化及び課題解決を実現するとともに、我が国産業の国際競争力強化を実現。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p><適用見込み数></p> <p>令和2年度 159 件 令和3年度 209 件 令和4年度 309 件</p> <p>※ 法人税の特別償却及び税額控除は選択制であるところ、全社が税額控除を選択するものと考えて適用見込数を試算しているため、法人税の特別償却適用見込み数は0件。</p>
	<p>②: 適用額</p>	<p><適用見込み額></p> <p>令和2年度 469,504 百万円 令和3年度 427,819 百万円 令和4年度 416,741 百万円</p>
	<p>③: 減収額</p>	<p><減収見込み額></p> <p>【法人税】</p> <p>令和2年度 23,475 百万円 令和3年度 21,391 百万円 令和4年度 20,837 百万円</p> <p>※ 法人税の特別償却及び税額控除は選択制であるところ、全社が税額控除を選択するものと考えて減収額を計算</p> <p>【法人住民税】</p> <p>令和2年度 3,028 百万円 令和3年度 2,759 百万円 令和4年度 2,688 百万円</p> <p>【法人事業税】</p> <p>令和2年度 0 百万円 令和3年度 0 百万円 令和4年度 0 百万円</p> <p>【固定資産税】</p> <p>令和2年度 0 百万円 令和3年度 2,944 百万円 令和4年度 5,005 百万円</p>

別紙

			④: 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ー 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 5G 関連設備への投資に対する租税特別措置を講ずることにより、ローカル5G 導入コストの低廉化・定額化、5G 基地局整備の前倒し及び5G 基地局の設置に必要な鉄塔等の設備の共同利用の促進に大きく寄与することが可能。
		⑤: 税収減を是認する理由等	5G 関連設備への投資促進を図ることにより、日本全国で Society5.0 を実現するための基盤が整備され、様々な地域において地域経済の向上や地域課題解決が図られるとともに、我が国経済の国際競争力強化が図られることから、税収減を是認する効果があると考えられる。 ※ 株式会社三菱総合研究所「次世代 ICT インフラによる社会・経済的効果について」において、5G 等の次世代 ICT インフラ整備と利活用による主な社会・経済的効果は 2030 年時点で約 73 兆円に達すると試算。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	5G サービスの提供に必要な ICT インフラの早期全国展開及び円滑導入を支援することにより、多数の地域における経済活性化及び課題解決を実現するとともに、我が国経済の国際競争力強化を実現するという政策目標を達成するためには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	ー
		③: 地方公共団体が協力する相当性	5G は、都市部はもとより人口減少が進む中山間地域や離島地域などの条件不利地域をはじめとする地方において、様々な分野における活用が見込まれており、Society5.0 時代における地方創生の更なる推進に向けた必須の基幹インフラである。本税制措置は、こうした地方創生の更なる推進に資するものであることから、法人税及び所得税に加えて、固定資産税についても税制特例措置を適用することが適当である。
12	有識者の見解		ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		ー

5G 投資促進税制 減収見込額

1. 法人税（税額控除 5 %）
 - 令和 2 年度減収額：23,475（百万円）
 - 令和 3 年度減収額：21,391（百万円）
 - 令和 4 年度減収額：20,837（百万円）
- (1) ローカル 5G 基地局施設の無線設備
 - ①投資見込額（令和 2 年度）： 147,000（百万円）
 ※100 者当たり対象設備投資見込額
 内訳：工場主や農業者等の地域事業者 50 者、CATV 事業者 40 者、ベンダー系事業者 5 者、電力系事業者等 5 者
 - ②投資見込額（令和 3 年度）： 245,000（百万円）
 ※150 者当たり対象設備投資見込額
 内訳：工場主や農業者等の地域事業者 80 者、CATV 事業者 60 者、ベンダー系事業者 5 者、電力系事業者等 5 者
 - ③投資見込額（令和 4 年度）： 343,000（百万円）
 ※250 者当たり対象設備投資見込額
 内訳：工場主や農業者等の地域事業者 160 者、CATV 事業者 80 者、ベンダー系事業者 5 者、電力系事業者等 5 者
 - ④黒字法人比率： 100%
 - ⑤税額控除率： 5 %
 - ⑥減税額（令和 2 年度）：①×④×⑤=7,350（百万円）
 減税額（令和 3 年度）：②×④×⑤=12,250（百万円）
 減税額（令和 4 年度）：③×④×⑤=17,150（百万円）
- (2) 全国 5G 基地局施設の無線設備
 - ①投資見込額（令和 2 年度）： 210,100（百万円）
 ※ 4 者当たり対象設備投資見込額
 内訳：携帯通信事業者（キャリア）4 者（以下②③も同様）
 - ②投資見込額（令和 3 年度）： 119,100（百万円）※ 4 者当たり対象設備投資見込額
 - ③投資見込額（令和 4 年度）： 48,040（百万円）※ 4 者当たり対象設備投資見込額
 - ④黒字法人比率： 100%
 - ⑤税額控除率： 5 %
 - ⑥減税額（令和 2 年度）：①×④×⑤=10,505（百万円）
 減税額（令和 3 年度）：②×④×⑤=5,955（百万円）
 減税額（令和 4 年度）：③×④×⑤=2,402（百万円）
- (3) 光ファイバ
 - ①投資見込額（令和 2 年度）： 73,535（百万円）
 ※10 者当たり対象設備投資見込額
 内訳：電力系事業者等 10 者（以下②③も同様）

- ②投資見込額（令和3年度）：41,685（百万円）※10者当たり対象設備投資見込額
 ③投資見込額（令和4年度）：16,814（百万円）※10者当たり対象設備投資見込額
 ④黒字法人比率：100%
 ⑤税額控除率：5%
 ⑥減税額（令和2年度）： $① \times ④ \times ⑤ = 3,677$ （百万円）
 減税額（令和3年度）： $② \times ④ \times ⑤ = 2,084$ （百万円）
 減税額（令和4年度）： $③ \times ④ \times ⑤ = 841$ （百万円）

(4) 鉄塔

- ①投資見込額（令和2年度）：38,869（百万円）
 ※45者当たり対象設備投資見込額
 内訳：携帯通信事業者4者、電力系事業者10者、CATV事業者25者、その他鉄塔事業者5者（以下②③も同様）
 ②投資見込額（令和3年度）：22,034（百万円）※45者当たり対象設備投資見込額
 ③投資見込額（令和4年度）：8,887（百万円）※45者当たり対象設備投資見込額
 ④黒字法人比率：100%
 ⑤税額控除率：5%
 ⑥減税額（令和2年度）： $① \times ④ \times ⑤ = 1,943$ （百万円）
 減税額（令和3年度）： $② \times ④ \times ⑤ = 1,102$ （百万円）
 減税額（令和4年度）： $③ \times ④ \times ⑤ = 444$ （百万円）

2. 法人住民税

- ①令和2年度法人税減収額：23,475（百万円）
 ②令和3年度法人税減収額：21,391（百万円）
 ③令和4年度法人税減収額：20,837（百万円）
 ④法人住民税12.9%
 ⑤減収額（令和2年度）： $① \times ④ = 3,028$ （百万円）
 減収額（令和3年度）： $② \times ④ = 2,759$ （百万円）
 減収額（令和4年度）： $③ \times ④ = 2,688$ （百万円）

3. 法人事業税

法人税の特別償却及び税額控除は選択制であるところ、全社が税額控除を選択するものと考えて計算したため適用額なし。

4. 固定資産税（取得後5年間課税標準1/2）

- 令和2年度減収額：0（百万円）
 令和3年度減収額：2,944（百万円）
 令和4年度減収額：5,005（百万円）

(1) ローカル5G基地局施設の無線設備（耐用年数9年）

- ①令和2年度投資見込額（単年度）：147,000（百万円）※100者当たり対象設備投資見込額
 ②令和3年度投資見込額（単年度）：245,000（百万円）※150者当たり対象設備投資見込額
 ③令和4年度投資見込額（単年度）：343,000（百万円）※250者当たり対象設備投資見込額
 ④償却率：0.226
 ⑤半年償却率：0.113
 ⑥課税標準：1/2
 ⑦固定資産税率1.4%

・年度ごとの投資に係る減税額の計算式

$$\begin{aligned} \text{初年度減税額} &: \{[\text{投資見込額}] - [\text{投資見込額}] \times ⑤\} \times (1-⑥) \times ⑦ \\ \text{次年度減税額} &: [\text{投資見込額}] \times (1-⑤) \times (1-④) \times (1-⑥) \times ⑦ \\ \text{3年度減税額} &: [\text{投資見込額}] \times (1-⑤) \times (1-④)^2 \times (1-⑥) \times ⑦ \\ \text{4年度減税額} &: [\text{投資見込額}] \times (1-⑤) \times (1-④)^3 \times (1-⑥) \times ⑦ \\ \text{5年度減税額} &: [\text{投資見込額}] \times (1-⑤) \times (1-④)^4 \times (1-⑥) \times ⑦ \end{aligned}$$

（単位：百万円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
令和2年度投資に係る減税額	913	706	547	423	328		
令和3年度投資に係る減税額		1,521	1,177	911	705	546	
令和4年度投資に係る減税額			2,130	1,648	1,276	988	764
年度ごとの減税額合計	913	2,227	3,854	2,982	2,309	1,534	764

(2) 全国5G基地局施設の無線設備（耐用年数9年）

- ①令和2年度投資見込額（単年度）：210,100（百万円）※4者当たり対象設備投資見込額
 ②令和3年度投資見込額（単年度）：119,100（百万円）※4者当たり対象設備投資見込額
 ③令和4年度投資見込額（単年度）：48,040（百万円）※4者当たり対象設備投資見込額
 ④償却率：0.226
 ⑤半年償却率：0.113
 ⑥課税標準：1/2
 ⑦固定資産税率1.4%

・年度ごとの投資に係る減税額の計算式

$$\begin{aligned} \text{初年度減税額} &: \{[\text{投資見込額}] - [\text{投資見込額}] \times ⑤\} \times (1-⑥) \times ⑦ \\ \text{次年度減税額} &: [\text{投資見込額}] \times (1-⑤) \times (1-④) \times (1-⑥) \times ⑦ \\ \text{3年度減税額} &: [\text{投資見込額}] \times (1-⑤) \times (1-④)^2 \times (1-⑥) \times ⑦ \\ \text{4年度減税額} &: [\text{投資見込額}] \times (1-⑤) \times (1-④)^3 \times (1-⑥) \times ⑦ \\ \text{5年度減税額} &: [\text{投資見込額}] \times (1-⑤) \times (1-④)^4 \times (1-⑥) \times ⑦ \end{aligned}$$

（単位：百万円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
令和2年度投資に係る減税額	1,305	1,010	782	605	468		

令和3年度投資に係る減税額		739	572	443	343	265	
令和4年度投資に係る減税額			298	231	179	138	107
年度ごとの減税額合計	1,305	1,749	1,652	1,279	990	403	107

令和4年度投資に係る減税額			60	57	54	51	48
年度ごとの減税額合計	264	400	438	413	390	170	48

(3) 光ファイバ（耐用年数10年）

以上

- ①令和2年度投資見込額（単年度）： 73,535（百万円）※10者当たり対象設備投資見込額
- ②令和3年度投資見込額（単年度）： 41,685（百万円）※10者当たり対象設備投資見込額
- ③令和4年度投資見込額（単年度）： 16,814（百万円）※10者当たり対象設備投資見込額
- ④償却率：0.206
- ⑤半年償却率：0.103
- ⑥課税標準：1/2
- ⑦固定資産税率1.4%

・年度ごとの投資に係る減税額の計算式

- 初年度減税額：{[投資見込額]-[投資見込額]×⑤} × (1-⑥) × ⑦
- 次年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④) × (1-⑥) × ⑦
- 3年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④)² × (1-⑥) × ⑦
- 4年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④)³ × (1-⑥) × ⑦
- 5年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④)⁴ × (1-⑥) × ⑦

（単位：百万円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
令和2年度投資に係る減税額	462	367	291	231	184		
令和3年度投資に係る減税額		262	208	165	131	104	
令和4年度投資に係る減税額			106	84	67	53	42
年度ごとの減税額合計	462	629	605	480	382	157	42

(4) 鉄塔（耐用年数40年）

- ①令和2年度投資見込額（単年度）： 38,869（百万円）※45者当たり対象設備投資見込額
- ②令和3年度投資見込額（単年度）： 22,034（百万円）※45者当たり対象設備投資見込額
- ③令和4年度投資見込額（単年度）： 8,887（百万円）※45者当たり対象設備投資見込額
- ④償却率：0.056
- ⑤半年償却率：0.028
- ⑥課税標準：1/2
- ⑦固定資産税率1.4%

・年度ごとの投資に係る減税額の計算式

- 初年度減税額：{[投資見込額]-[投資見込額]×⑤} × (1-⑥) × ⑦
- 次年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④) × (1-⑥) × ⑦
- 3年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④)² × (1-⑥) × ⑦
- 4年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④)³ × (1-⑥) × ⑦
- 5年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④)⁴ × (1-⑥) × ⑦

（単位：百万円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
令和2年度投資に係る減税額	264	250	236	222	210		
令和3年度投資に係る減税額		150	142	134	126	119	

点検結果表

(行政機関名：総務省)

制度名	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—

【点検結果】

なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 達成目標の測定指標（過疎地域における本特例を活用した企業立地件数）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数3件（平成29年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されていない。</p> <p>② 達成目標の測定指標（過疎地域における本特例を活用した企業立地件数）に対する過去の直接的な効果について、本特例措置に関するアンケート調査ではなく、過疎地域の事業者を対象としている他の税制特例措置（過疎地域における事業用設備等に係る特別償却）を活用した事業者のアンケート調査から推計しているところ、当該他の調査において把握された効果（過疎地域に現に所在する事業所における雇用増加への影響）は、本特例措置において把握すべき効果（過疎地域における新たな企業立地への影響）とは性質が異なり、過去の効果の測定指標（過疎地域における本特例を活用した企業立地件数）から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
【総務省の補足説明】	<p>① 過疎地域の事業者（602社）に対して行ったアンケート調査の結果によれば、本特例措置を適用しなかった理由として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例の対象となる資産がなかった（52.9%） ・ 買換えを行う機会がなかった（35.6%） ・ 本特例措置を知らなかった（20.2%） <p>ことが主な要因として挙げられている。</p> <p>過疎地域を取り巻く厳しい現状や地理的な条件不利性等から、過疎地域外の事業用資産を譲渡し、過疎地域内に新たに設備投資するケースは少ないものと想定される。このことが本特例措置の適用数が3件程度になっている原因と考えられる（このような実態は従前と同様であり、前回の本特例措置の税制改正時の行政評価においても、将来（平成29年度）の適用件数を1件程度と推計している）。平成29年度の本特例措置の適用数は3件であるが、適用実績額は7億7,803万円（減収見込額：1億3,205万円）となっており、本特例措置を適用した事業者にとっては、買換え年度における税負担の軽減効果により円滑な資金繰りに寄与したものと考えている。</p> <p>また、上記アンケートでは、「特例措置を知らなかった」という回答も多いことから、総務省過疎対策室では、本特例措置の活用を促すため、日本税理士会連合会への周知依頼のほか、各種会議や総務省ホームページによる周知を行っているところであり、今後とも、あらゆる機会を捉えて積極的に周知を行う中で、その活用を促していく。</p> <p>② 達成目標の測定指標に対する過去の直接的な効果を測定するため、前述の事業者へのアンケート調査のほか、（本特例措置の適用の前提となる）市町村長が発行する証明書の交付を受けた事業者にも調査を行ったが、本特例措置を適用した事業者を把握することができなかった。</p> <p>このため、類似の税制特例制度に係る事業者へのアンケート調査の結果を援用することで、本特例措置の直接的な効果を可能な限り推計したものである。</p>
【点検結果】	<p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 達成目標の測定指標（過疎地域における本特例を活用した企業立地件数）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数5件（令和元年度）及び4件（令和2年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されていない。</p>
-------------------------	--

別添

② 達成目標の測定指標（過疎地域における本特例を活用した企業立地件数）に対する将来の直接的な効果について、本特例措置に関するアンケート調査ではなく、過疎地域の事業者を対象としている他の税制特例措置（過疎地域における事業用設備等に係る特別償却）を活用した事業者のアンケート調査から推計しているところ、当該他の調査において把握された効果（過疎地域に現に所在する事業所における雇用増加への影響）は、本特例措置において予測すべき効果（過疎地域における新たな企業立地への影響）とは性質が異なり、将来の効果の測定指標（過疎地域における本特例を活用した企業立地件数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【総務省の補足説明】

① 達成目標の測定指標（過疎地域における本特例を活用した企業立地件数）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数5件（令和元年度）及び4件（令和2年度）は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による適用数を元に、下記の算出方法で推計を行ったものである。なお、平成30年度以降の適用数については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が公表されていないため、過年度の実績を踏まえ推計している。

※推計値の算出方法

- 平成30年度：平成27年度～29年度の3年平均（少数点以下四捨五入。以下同じ。）。
- 令和元年度：平成28年度～30年度（見込み）の3年平均。
- 令和2年度：平成29年度～令和元年度（見込み）の3年平均。

点検項目「(6)過去の効果①の指摘」の補足説明のとおり、過疎地域を取り巻く厳しい現状や地理的な条件不利性等から、過疎地域外の事業用資産を譲渡し、過疎地域内に新たに設備投資するケースは少ないものと想定されるところ、このことが本特例措置の将来の適用数が5件程度になっている原因と考えられる。

② 点検項目「(6)過去の効果②の指摘」の補足説明のとおり、将来的な効果の予測についても、類似の税制特例制度に係る事業者へのアンケート調査の結果を援用することで、可能な限り推計したものである。

今後の事後的な直接的効果の検証については、現在実施している事業者へのアンケート調査（別添）においても直接的効果についての項目があることから、これを基礎とした上で内容を精査し、所要の分析を行う予定である。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(6)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

【回答票】 過疎地域の税制特例制度に関するアンケート調査

《提出・お問い合わせ先》

総務省自治行政局過疎対策室
 担当：課長補佐： 事務官：
 住所：〒100-8926
 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号
 TEL：03-5253-5536（直通）
 FAX：03-5253-5537
 E-mail：
 総務省 HP：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/
 jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm

※ 本調査でいう「事業所」とは、過疎地域自立促進特別措置法に定める「過疎地域」に所在する経済活動の場地的単位であって、一般に、工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館等を指します。

貴事業所名： _____ 御記入いただいた方のお名前： _____
 貴事業所の所在する市町村名： _____

（1）貴事業所の概要について

問1. 貴事業所の業種について、以下から当てはまるものを選択（チェック✓）してください。

（複数回答可）

- ①農業、林業、漁業 ②鉱業、採石業 ③建設業 ④製造業
⑤電気・ガス・熱供給・水道業 ⑥情報通信業 ⑦運輸業
⑧卸売業・小売業 ⑨不動産業 ⑩サービス業（ ）
⑪その他（ ）

問2. 貴事業所の従業者数（非常勤職員含む）について、以下から当てはまるものを選択

（チェック✓）してください。

①1～10人 ②11～20人 ③21～30人 ④31～50人
⑤51～100人 ⑥101人以上

（次ページに続きます。）

(2) 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例について

問3. すべての事業者様にお聞きします。過疎地域における税の優遇措置として、過疎地域以外にある事業用資産（土地、建物等）を譲渡し、過疎地域内にある事業用資産を取得した場合、当該譲渡による譲渡益の一部について課税を繰り延べることが可能となる措置（**特定の資産の買換えの場合の課税の特例（租税特別措置法第37条1項の表第3号、第65条の7第1項の表第3号、第68条の78第1項の表第3号）**、以下「**事業用資産の買換えの場合の課税の特例**」という。）を設けております。（別添資料1参照）

これまでに事業用資産の買換えの場合の課税の特例を活用したことがありますか。当てはまるものを選択（チェック✓）してください。

- ①活用したことがある ②活用したことがない

問4. 問3で「①活用したことがある」とお答えいただいた事業者様にお聞きします。貴事業所が、事業用資産の買換えの場合の課税の特例を活用して譲渡及び取得（買換）した事業用資産について教えてください。

- (1) 事業用資産の買換えの場合の課税の特例を活用した時期はいつですか。
【平成・令和_____年頃】
- (2) 上記(1)において譲渡した資産（※）について教えてください。※土地・建物等
・譲渡した資産の種類（_____）
・譲渡した資産の対価の額：約_____万円
- (3) 上記(1)において取得（買換）した資産（※）について教えてください。※土地・建物等
・取得した資産の種類（_____）
・取得した資産の取得価額：約_____万円
- (4) 事業用資産の買換えの場合の課税の特例を適用したことに伴い、貴事業所の新たな雇用に寄与しましたか（非正規雇用者の正規雇用化を含む。）。雇用に寄与した場合は、その雇用者数もお答えください。
①雇用に寄与した。新たな雇用者数：（_____）人
②雇用に寄与しなかった。
- (5) 事業用資産の買換えの場合の課税の特例は、貴事業所の経営に効果がありましたか。以下から当てはまるものを選択（チェック✓）してください。
①効果があった。
②どちらとも言えない。
③効果がなかった。（理由：_____）
- (6) 仮に事業用資産の買換えの場合の課税の特例がなかった場合、過疎地域以外から過疎地域内に土地や建物等の買換えを行いましたか。以下から当てはまるものを選択（チェック✓）してください。
①行った。 ②どちらとも言えない。 ③行わなかった。

（次ページに続きます。）

問5. 問3で「②活用したことがない」とお答えいただいた事業者様にお聞きします。事業用資産の買換えの場合の課税の特例を活用したことがない理由について、当てはまるものを選択（チェック✓）してください。（複数回答可）

- ①特例措置の対象となる資産がなかった。
②買換えを行う機会がなかった。
③他に有利な制度を適用した。（制度名：_____）
④特例措置を知らなかった。
⑤その他（理由：_____）

問6. すべての事業者様にお聞きします。事業用資産の買換えの場合の課税の特例について、企業経営の観点から具体的にどのような効果があると考えますか。当てはまるものを選択（チェック✓）してください。（複数回答可）

- ①買換年度の税負担軽減効果により、資金繰りに余裕が生まれる。
②過疎地域における雇用の増大につながる。
③過疎地域の未利用の土地や遊休施設の活用につながる。
④都市部からの企業の移転促進につながる。
⑤その他（_____）

問7. すべての事業者様にお聞きします。今後、条件が整えば、事業用資産の買換えの場合の課税の特例を活用したいと考えますか。当てはまるものを選択（チェック✓）してください。

- ①活用したい。
②わからない。
③活用したいとは思わない。（理由：_____）

問8. すべての事業者様にお聞きします。事業用資産の買換えの場合の課税の特例について、要望等がありましたら、御自由にお書きください。

（次ページに続きます。）

（3）過疎地域における課税の特例について

問9. すべての事業者様にお聞きします。 過疎地域における税の優遇措置として、過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える事業用設備を増設して事業の用に供した場合、新規事業の立ち上げ時の税負担を軽減するため、1年間の特別償却（初年度特別償却）が可能となる措置（特定地域（過疎地域）における工業用機械等の特別償却（租税特別措置法第45条1項の表第1号、第68条の27第1項）、以下「過疎地域における事業用設備等の特別償却」という。）を設けております。（別添資料2参照）

これまでに過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用したことがありますか。当てはまるものを選択（チェック✓）してください。

①活用したことがある ②活用したことがない

問10. 過疎地域における事業用設備等の特別償却について、今後、どのような措置を望みますか。当てはまるものを選択（チェック✓）してください。（複数回答可）

<input type="checkbox"/> ①特別償却の対象となる業種の範囲を拡大する。 具体的にどの業種を対象とすべきか御回答ください。 なお、現在は製造業、旅館業及び農林水産物等販売業が対象となっています。
<input type="checkbox"/> ②設備の新增設に加え、「更新」も対象に含める。
<input type="checkbox"/> ③その他（ ）

問11. 過疎地域における事業用設備等の特別償却を含め、過疎地域の税制特例について、要望等がありましたら、御自由にお書きください。

アンケート調査に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税2) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))
		②: 上記以外の税目 (所得税、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度(個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合、当該譲渡に係る譲渡益の一部について課税の繰延べを認める特例措置。 繰延べ率:譲渡益の80%
		《要望の内容》 法人税:適用期限を1年間延長し、令和3年3月31日までとする。 所得税:適用期限を3か月間延長し、令和3年3月31日までとする。 ※過疎地域自立促進特別措置法(議員立法)の期限(令和3年3月31日)と同じ適用期限の延長を要望。
		《関係条項》 過疎地域自立促進特別措置法第29条 租税特別措置法第37条、第65条の7～9、第68条の78～80
5	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成27年度～令和2年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和45年創設(直近19年間) 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法(以下「過疎法」という)施行 平成13年度:適用期限の5年延長 平成18年度:適用期限の5年延長 平成22年度:過疎法の延長 平成23年度:適用期限の3年延長 平成24年度:過疎法の延長 平成26年度:適用期限の3年延長 平成29年度:適用期限の3年延長
8	適用又は延長期間	法人税:1年間(令和2年4月1日～令和3年3月31日) 所得税:3か月間(令和3年1月1日～令和3年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (1)政策目的 過疎対策については、昭和45年以来、4次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、現行法は、過疎地域の自立促進を図り、

		<p>もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目的としている。</p> <p>過疎法では、過疎地域の自立促進のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、安定的な雇用を増大することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。その施策の一つとして、事業用資産の買換えの場合の課税の特例が定められている。</p> <p>過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、本制度は過疎地域内に企業を誘致し、過疎地域における産業の振興を図るとともに、就業機会の拡大や所得水準の向上を図ることを政策目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>過疎地域は、引き続き人口減少と著しい高齢化の進行、若年者の流出に直面し、農林水産業の衰退や、維持・存続が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機、就業機会の減少など、住民生活にかかわる様々な課題が生じている。</p> <p>特に、過疎地域の市町村の人口の状況を見ると、国勢調査に基づく平成22年から平成27年までの過疎地域の人口増減率は▲8.1%となっており、東京圏の人口増減率が1.4%増という結果に比べると、著しく人口減少が進んでいる。</p> <p>これらの課題に対応するためには、過疎地域に民間事業者を誘致する中で、産業の振興を図るとともに、就業機会の拡大や所得水準の向上を図ることが必要である。</p> <p>本特例措置は、過疎地域への企業立地を促進し、産業の振興等を図ることを目的とする措置であり、過疎対策の重要性に鑑みれば、国として講じていくべき施策であることから、適用期間の延長を要望するものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 【過疎地域自立促進特別措置法】 ○第1条 この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>○第3条 過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。</p> <p>一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を行うことにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。</p> <p>○第4条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。</p>
--	--	--

		<p>○第 29 条 過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月21日閣議決定)】 第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり 3. 地方創生の推進 (5)対流促進型国土の形成 人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美・小笠原などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織等の形成を推進し、地域づくりを行う人材の確保や交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫をいかした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。</p> <p>【過疎地域自立促進特別措置法の改正に係る決議(平成22年3月)】 ○衆議院総務委員会 「過疎対策の推進による過疎地域の自立促進に関する件」 (前略)政府は、過疎対策の推進に当たって次の事項の実現を図り、過疎地域の自立促進に万全を期すべきである。 一～三(略) 四 過疎地域の置かれた現状を踏まえ、今後は特に、地域医療の確保、就業機会の創出、生活交通の確保、情報通信環境の整備、子育ての支援、地域間交流の促進等が積極的に実施されるようにすること。 五～六(略)</p>
<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>		<p>令和2年度概算要求における政策体系図 【基本計画(29年9月策定)】 II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)</p>
<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過疎法の目的は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域の自立促進のため、産業を振興し、安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっている。国は、その目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっており、本特例により、過疎地域への企業誘致等を図る中で産業の振興を図るとともに、就業機会の拡大や所得水準の向上を図ることを目標とする。</p> <p>○測定指標: 過疎地域における本特例を活用した企業立地件数</p>

		<p>○目標値: 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に4件以上。 ・根拠:10①の本特例の適用件数の将来推計に基づく。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 民間事業者が過疎地域において事業用資産を取得し、事業の用に供すれば、当該取得資産を活用した企業活動が行われることで、産業の振興が図られるとともに、一連の経済活動の中で、過疎地域における就業機会の拡大や所得水準の向上が図られる。</p>														
<p>10: 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>【適用件数(平成27年度～令和2年度)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度(実績)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>平成28年度(実績)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>平成29年度(実績)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>平成30年度(推計)</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>令和元年度(推計)</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>令和2年度(推計)</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※:下線を付した年度は推計値を記入している。 ○実績の計上根拠について 適用件数の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年第198国会提出)」による。 ○推計値の算出方法 ・平成30年度:平成27年度～29年度の3年平均。(少数点以下四捨五入。以下同じ。) ・令和元年度:平成28年度～30年度(見込み)の3年平均。 ・令和2年度:平成29年度～令和元年度(見込み)の3年平均。</p>		件数	平成27年度(実績)	4	平成28年度(実績)	8	平成29年度(実績)	3	平成30年度(推計)	5	令和元年度(推計)	5	令和2年度(推計)	4
	件数															
平成27年度(実績)	4															
平成28年度(実績)	8															
平成29年度(実績)	3															
平成30年度(推計)	5															
令和元年度(推計)	5															
令和2年度(推計)	4															
	<p>②: 適用額</p>	<p>【適用額(平成27年度～令和2年度)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度(実績)</td> <td>138,825</td> </tr> <tr> <td>平成28年度(実績)</td> <td>1,319,685</td> </tr> <tr> <td>平成29年度(実績)</td> <td>778,032</td> </tr> <tr> <td>平成30年度(推計)</td> <td>745,514</td> </tr> <tr> <td>令和元年度(推計)</td> <td>947,744</td> </tr> <tr> <td>令和2年度(推計)</td> <td>823,763</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用額は本特例による損金算入額である。 ※下線を付した年度は、推計値を記入している。 ○実績の計上根拠について 適用額の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年第198国会提出)」による。平成30年度以降の適用額については、この報告書が公表されていないため、推計としている。 ○推計値の算出方法 ・平成30年度:平成27年度～29年度の3年平均。(少数点以下四捨五入。以下同じ。) ・令和元年度:平成28年度～30年度(見込み)の3年平均。 ・令和2年度:平成29年度～令和元年度(見込み)の3年平均。</p>		適用額(千円)	平成27年度(実績)	138,825	平成28年度(実績)	1,319,685	平成29年度(実績)	778,032	平成30年度(推計)	745,514	令和元年度(推計)	947,744	令和2年度(推計)	823,763
	適用額(千円)															
平成27年度(実績)	138,825															
平成28年度(実績)	1,319,685															
平成29年度(実績)	778,032															
平成30年度(推計)	745,514															
令和元年度(推計)	947,744															
令和2年度(推計)	823,763															

	<p>○特例の対象の偏在性について</p> <p>本特例措置は、過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合に課税の特例を認めるものであり、特定の業種を対象としているものではない。</p> <p>また、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年第198国会提出)」によると、本特例を適用した3件は、製造業、建設業、不動産業であり、特定の業種に偏ってニーズがあるものではない。なお、この傾向は過年度においても概ね同様である。</p>																																															
<p>③: 減収額</p>	<p>《法人税》</p> <table border="1" data-bbox="443 480 763 667"> <thead> <tr> <th></th> <th>減収額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度(実績)</td> <td>33,179</td> </tr> <tr> <td>平成28年度(実績)</td> <td>308,806</td> </tr> <tr> <td>平成29年度(実績)</td> <td>182,059</td> </tr> <tr> <td>平成30年度(推計)</td> <td>172,959</td> </tr> <tr> <td>令和元年度(推計)</td> <td>219,877</td> </tr> <tr> <td>令和2年度(推計)</td> <td>191,113</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下線を付した年度は、推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について</p> <p>減収額は、前述の10②の適用額(損算入額)に、基本税率(平成27年度:23.9%、平成28年度~29年度:23.4%、平成30年度以降:23.2%)を乗じて算出(小数点以下四捨五入)。</p> <p>《法人住民税、法人事業税》</p> <table border="1" data-bbox="443 858 981 1094"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年度</th> <th colspan="3">地方税の影響額(千円)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">法人住民税</th> <th colspan="2">法人事業税</th> </tr> <tr> <th>事業税</th> <th>地方法人特別税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>4,736</td> <td>8,079</td> <td>4,557</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>40,373</td> <td>81,573</td> <td>35,240</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>23,486</td> <td>48,081</td> <td>20,771</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>22,865</td> <td>45,911</td> <td>20,189</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>28,908</td> <td>58,522</td> <td>25,400</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>25,086</td> <td>50,838</td> <td>22,120</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下線を付した年度は、推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について</p> <p>平成27年度~29年度の影響額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(平成29年第193回国会提出、平成30年第196回国会提出及び平成31年第198国会提出)による。平成30年度以降の影響額については、この報告書が公表されていないため、推計としている。</p> <p>○推計値の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度:平成27年度~29年度の3年平均。(少数点以下四捨五入。以下同じ。) ・令和元年度:平成28年度~30年度(見込み)の3年平均。 ・令和2年度:平成29年度~令和元年度(見込み)の3年平均。 		減収額(千円)	平成27年度(実績)	33,179	平成28年度(実績)	308,806	平成29年度(実績)	182,059	平成30年度(推計)	172,959	令和元年度(推計)	219,877	令和2年度(推計)	191,113	年度	地方税の影響額(千円)			法人住民税	法人事業税		事業税	地方法人特別税	平成27年度	4,736	8,079	4,557	平成28年度	40,373	81,573	35,240	平成29年度	23,486	48,081	20,771	平成30年度	22,865	45,911	20,189	令和元年度	28,908	58,522	25,400	令和2年度	25,086	50,838	22,120
	減収額(千円)																																															
平成27年度(実績)	33,179																																															
平成28年度(実績)	308,806																																															
平成29年度(実績)	182,059																																															
平成30年度(推計)	172,959																																															
令和元年度(推計)	219,877																																															
令和2年度(推計)	191,113																																															
年度	地方税の影響額(千円)																																															
	法人住民税	法人事業税																																														
		事業税	地方法人特別税																																													
平成27年度	4,736	8,079	4,557																																													
平成28年度	40,373	81,573	35,240																																													
平成29年度	23,486	48,081	20,771																																													
平成30年度	22,865	45,911	20,189																																													
令和元年度	28,908	58,522	25,400																																													
令和2年度	25,086	50,838	22,120																																													

<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <table border="1" data-bbox="1525 197 2051 300"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">実績</th> <th colspan="2">見込み</th> <th>目標</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 平成27~29年度の実績は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年第198国会提出)」による。 2 平成30年度以降は見込み値。 ※推計値の算出方法 ・平成30年度:平成27年度~29年度の3年平均。(少数点以下四捨五入。以下同じ。) ・令和元年度:平成28年度~30年度(見込み)の3年平均。 ・令和2年度:平成29年度~令和元年度(見込み)の3年平均。</p> <p>○所期の目標の達成状況</p> <p>前回の事前評価(平成28年8月)では、平成29年度から平成31年度までの間に過疎地域において本特例を活用した企業立地件数を3件以上と見込んでおり、平成29年度の実績が3件となっていることから、所期の目標は達成している。</p> <p>また、平成28年度と平成29年度の適用実績額を見ると、それぞれ13億1,968万円(減収見込額:3億880万円)、7億7,803万円(同:1億8,205万円)となっており、本特例を適用した民間事業者にとっては、買換え年度における税負担の軽減効果により、円滑な資金繰りに寄与するなど、企業経営に相応な好影響があったものと考えられる。</p> <p>一方で、適用件数が低い状況で推移している現状を踏まえ、過疎地域に所在する602事業者にアンケート調査を実施する際には、本特例の概要をまとめた資料を添付し制度の周知を図ったほか、日本税理士会連合会に対しても本特例の周知依頼を行ったところである。</p> <p>さらに、各種会議等の場や総務省ホームページにおいても、本特例の積極的な活用を促すための周知を行っているところである。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例の適用により、過疎地域における企業立地が促進されることで産業の振興が図られ、一連の経済活動の中で過疎地域における就業機会の拡大や所得水準の向上につながるものである。</p> <p>この点、過疎対策室が、過疎地域に所在する約600社の事業者に行ったアンケート調査の結果(別紙)によれば、「条件が整えば本特例を活用したい」と考える事業者が一定数存在(39.5%)する。また、本特例を適用することで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買換え年度の税負担軽減効果により、資金繰りに余裕が生まれる(63.6%) ・過疎地域の未利用の土地や遊休施設の活用につながる(40.6%) ・過疎地域における雇用の増大につながる(36.8%) ・都市部からの企業の移転促進につながる(23.0%) <p>といった意見が多かったところであり、民間事業者においても本特例の政策的効果や有効性に期待しているものと考えている。</p> <p>なお、過疎市町村を対象に行った調査では、</p>	年度	実績			見込み		目標	H27	H28	H29	H30	R1	R2	適用件数	4	8	3	5	5	4
年度	実績			見込み		目標															
	H27	H28	H29	H30	R1	R2															
適用件数	4	8	3	5	5	4															

	<ul style="list-style-type: none"> 産業振興を図る上で、事業者に対して過疎地域に立地することの利点を訴える際の強みとなるとともに、産業育成につながる支援策として有効である 事業者の施設等の買換え需要を後押しでき、地域経済の活性化につながる <p>といった回答が得られたところであり、過疎市町村においても、本特例の政策的効果を認識した上で適用期限の延長を要望していることが明らかになったところである。</p> <p>【本特例措置による過去の直接的な効果の分析】 実際に本特例措置を活用した事業者を特定し聞き取りを行うことができなかったため、過疎地域の事業者を対象としている他の税制特例措置(過疎地域における事業用設備等に係る特別償却)を活用した事業者のアンケート調査の結果(別紙2)を基に本特例措置の直接的な効果を推計する。 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を活用した事業者のアンケート調査の結果(別紙2)において、当該措置を活用したと回答した事業者は31事業者であり、そのうち当該措置の活用が雇用の増大にどの程度の影響があったかを尋ねる設問に「①影響があった」と答えたのは12事業者、「②あまり影響はなかった」と答えたのは17事業者、「③全く影響はなかった」と答えたのは2事業者であった。 このうち、「①影響があった」と答えた12事業者はその全社が、「②あまり影響はなかった」と答えた17事業者のうちの半数(8.5事業者)が直接的な効果がある事業者(12事業者+8.5事業者=20.5事業者)であると考え、それが全事業者数31事業者に占める割合66%(20.5事業者/31事業者=0.66)が当該税制特例措置の直接的な効果と考えることができる。 この割合(66%)を類似する本特例措置の企業立地に対する直接的な効果と考え、過去の適用件数(10①適用数を参照)に乘算することで、平成27年度から29年度における本特例措置の直接的な効果を推計した(下表のとおり)。</p> <table border="1" data-bbox="443 1040 972 1216"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数 (件)</th> <th>うち直接的な効果があったとみなされる適用件数 (左欄×0.66)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>8</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 直接的な効果があったとみなされる適用件数は、小数点以下を四捨五入している。</p> <p>【本特例措置による将来の直接的な効果の推計】 上記(【本特例措置による過去の直接的な効果の分析】)と同様に、上記で算出した66%を過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の適用件数(10①適用数を参照)に乘算すること</p>		適用件数 (件)	うち直接的な効果があったとみなされる適用件数 (左欄×0.66)	平成27年度	4	3	平成28年度	8	5	平成29年度	3	2
	適用件数 (件)	うち直接的な効果があったとみなされる適用件数 (左欄×0.66)											
平成27年度	4	3											
平成28年度	8	5											
平成29年度	3	2											

	<p>で、平成30年度から令和2年度における本特例措置の直接的な効果を推計した(下表のとおり)。</p> <p>また、本特例措置の直接的な効果を事後的に把握するため、今後、本特例措置を活用した事業者に聞き取りを行い、本特例措置がなかった場合と比較した分析等を行うこととしたい。</p> <table border="1" data-bbox="1527 341 2056 517"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数 (件)</th> <th>うち直接的な効果があったとみなされる適用件数 (左欄×0.66)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 直接的な効果があったとみなされる適用件数は、小数点以下を四捨五入している。</p> <p>○適用件数が想定外に僅少であるか否かについて 平成28年度実績(8件)及び平成29年度実績(3件)は、前回要望時(平成28年)における見込み(平成28年度(1件)、平成29年度(1件))を超えており、想定外に僅少であるとは言えない。 過疎地域に所在する事業者に対して行ったアンケート調査の結果(別紙1)によれば、本特例措置を適用しなかった理由として、</p> <ul style="list-style-type: none"> 特例の対象となる資産がなかった(52.9%) 買換えを行う機会がなかった(35.6%) <p>ことが主な要因として挙げられたところである。 一方で、今後条件が整えば買換え特例を活用したいと回答した事業者が約4割(39.5%)存在したところであり、一定程度のニーズはあるものと考えている。</p> <p>○租税特別措置が延長されなかった場合の影響 過疎地域の置かれた厳しい条件の下で、民間企業を過疎地域に誘致するためには、過疎地域に進出する企業等に対する税制上の特例措置を講じる必要があるとあり、仮に本特例が延長されない場合には、企業等が進出候補地を決定する際の要件を失い、結果として、過疎地域における産業の振興や就業機会の拡大、所得水準の向上の機会を喪失することになる。</p> <p>⑤: 税収減を是認する理由等 《税収減を是認するような効果の有無》 著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、産業の振興が重要な課題となっている。過疎地域に企業が立地することで産業の振興が図られ、一連の経済活動の中で就業機会の拡大や所得水準の向上につながる政策目的があることから、減収を是認する正当な理由がある。</p>		適用件数 (件)	うち直接的な効果があったとみなされる適用件数 (左欄×0.66)	平成30年度	5	3	令和元年度	5	3	令和2年度	4	3
	適用件数 (件)	うち直接的な効果があったとみなされる適用件数 (左欄×0.66)											
平成30年度	5	3											
令和元年度	5	3											
令和2年度	4	3											

(別紙1)

11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、企業の過疎地域への立地を税制面から支援することで、産業の振興を図るとともに、一連の経済活動の中で就業機会の拡大や所得水準の向上を図ることを目的として、過疎法が制定された当初から規定されているものである。</p> <p>本特例は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰延べによって、事業者にとっては初期投資の負担が軽減されるため、民間事業者の過疎地域への新規立地を促すインセンティブとなり、過疎地域の産業の振興という政策目的において効果が見込まれる。</p> <p>過疎地域の著しい人口減少等の状況を踏まえると、民間事業者の過疎地域への新規立地を促すことで、産業の振興や就業機会の拡大、所得水準の向上を図る必要性は引き続き存在することから、民間事業者の過疎地域への新規立地を促すインセンティブとなる本特例を継続する必要がある。</p> <p>地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル 10,000 プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。</p> <p>ローカル 10,000 プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。</p> <p>本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。</p> <p>—</p>
12	有識者の見解	—	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月【H28 総務 02】	

事業者アンケートの結果の概要
(令和元年 7 月 26 日現在)

《事業者アンケートの概要》

- ・ 調査対象
過疎法に定める「過疎地域」に所在する事業所 (602 事業者を抽出)
 - ・ 実施時期
令和元年 6 月 6 日 (木) ~
 - ・ 送付数 (事業所単位)
602
 - ・ 回答数 (※)
261
 - ・ 回答率 (※)
43.4%
- (※) 今後、未回答の事業者が回答を提出する見込みであり、その場合は、集計データを差し替えることがある。

《事業者アンケートの結果》

- 回答のあった 261 事業者のうち、過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例をこれまでに「活用したことがある」と回答した事業者はなかった。ただし、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書によれば、
 - ・ 平成 27 年度 4 件 (適用額 1 億 3,882 万円、減収見込額: 3,317 万円)
 - ・ 平成 28 年度 8 件 (適用額 13 億 1,968 万円、減収見込額: 3 億 880 万円)
 - ・ 平成 29 年度 3 件 (適用額 7 億 7,803 万円、減収見込額: 1 億 8,205 万円)
 の実績がある。
- 「活用したことがない」と回答した事業者にその理由を尋ねたところ、
 - ・ 特例措置の対象となる資産がなかった (52.9%)
 - ・ 買換えを行う機会がなかった (35.6%)
 - ・ 特例措置を知らなかった (20.2%)
 - ・ 他に有利な制度を適用した (1.1%)
 という回答が寄せられた。
- 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例について、企業経営の観点から具体的にどのような効果があるかという問に対し、
 - ・ 買換年度の税負担軽減効果により、資金繰りに余裕が生まれる (63.6%)
 - ・ 過疎地域の未利用の土地や遊休施設の活用につながる (40.6%)
 - ・ 過疎地域における雇用の増大につながる (36.8%)
 - ・ 都市部からの企業の移転促進につながる (23.0%)
 という回答が寄せられた。
- また、今後、条件が整えば事業用資産の買換えの場合の課税の特例を活用したいかという問に対し、「活用したい」と回答する事業者が 103 事業者 (39.5%) あり、相当数の制度活用のニーズを確認した。

(別紙2)

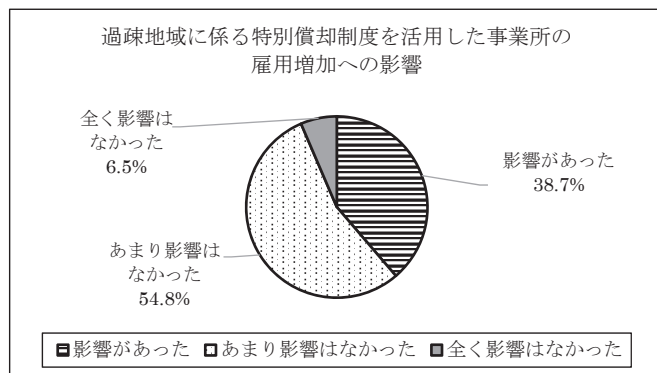
過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を活用した事業者のアンケート調査の結果

《事業者アンケートの概要》

- ・ 調査対象
過疎法に定める「過疎地域」に所在する事業所（500 事業者を抽出）
- ・ 実施時期
平成 30 年 7 月 6 日（金）～27 日（金）
- ・ 送付数（事業所単位）
500
- ・ 回答数
195
 - ・ 回答率
39.0%

《事業者アンケートの結果》

- 平成 28 年 1 月から平成 30 年 5 月までの間に過疎地域に係る特別償却制度を活用したと回答した事業者は 31 事業者であった。
- 上記のうち、「本特例措置は貴事業所の雇用を増加するに当たってどの程度の影響があったと考えられるか。」という問に対し、
 - ①影響があった : 12 事業者 (38.7%)
 - ②あまり影響はなかった : 17 事業者 (54.8%)
 - ③全く影響はなかった : 2 事業者 (6.5%)という回答があった。



<令和2年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R1総務03)

(評価実施府省: 総務省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	地域データセンター整備促進税制の拡充・延長 (一)											
措置の内容	平成29年度時点	-										
	平成30年度税制改正以後	特定通信・放送開発事業実施円滑化法の実施計画(地域特定電気通信設備供用事業の実施に関するものに限る。)について認定を受けたものが、情報流通円滑化設備の取得等をして、これを東京圏以外の区域内においてその法人の事業の用に供した日を含む事業年度において、その情報流通円滑化設備の取得価額の15%相当額の特別償却ができる。										
	令和元年度税制改正以後	従前どおり										
政策目的	インターネットの利用が拡大し、トラフィックが増加している中、更にI o T時代の到来により地域において生み出されるデータの急増が見込まれているところ、情報流通の要となるデータセンターやI X・C D N関連設備の地域への整備を促進。これにより地域経済を活性化するとともに、東京圏に集中しがちなトラフィックを分散してトラフィック流通の効率化や国土強靱化を実現すること。											
評価対象税目	義務対象					努力義務対象						
	法人税	法人住民税	法人事業税									
関係条項	-											
要望内容	5GやI o T時代を見据え、今後地域での通信が活発化していく中で、地域におけるデータ処理の核となるデータセンター等の整備を更に促進し、我が国のインターネットの持続可能性を向上させるとともに、地域経済の活性化を図るため、税制措置の拡充・延長等を図る。 (1) 現状、排他的な適用となっている助成金事業(地域特定電気通信設備共用事業)と選択的に適用可能とすること。 (2) 対象設備について、現在、サーバーと同時に設置される場合にのみ対象となるルーター・スイッチ等の電気通信設備について、サーバーを設置しない場合についても対象とすること。 (3) 地方税の地理的要件「首都直下型地域緊急対策区域以外の地域」を「東京圏以外」に変更すること。 (4) 国税の対象設備の目的要件「近傍からの利用」、地方税の対象設備の目的要件「首都直下型地域緊急対策区域のバックアップ」を求めないこと。 (5) 令和元年度末までとなっている特別措置を2年間(令和3年度末まで)延長すること。											
創設年度	H30	過去の政策評価の実績				H29総務01				区分	拡充・延長	

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況(効果)						
	適用件数 (法人税・件)			(参考)	減収額 (法人税・百万円)				(参考)	減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)				(参考)	目標				
				適用実態調査における適用件数 (法人税・件)					適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額(地方法人二税・地方法人特別税・百万円)					目標値 (%)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績							
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57.85%	-	-	
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30	20	0	0.0%	-	▲557.0	▲0	0.0%	-	不明	▲0	-	-	-	-	57.75%	56.79%	-	-	
R1	2	-	-	-	▲40.9	-	-	-	▲17.1	-	-	-	-	-	56.24%	-	-	-	
R2	8	-	-	-	▲164.3	-	-	-	▲68.7	-	-	-	-	-	55.58%	-	-	-	
R3	9	-	-	-	▲186.8	-	-	-	▲78.1	-	-	-	-	54.90%	54.90%	-	-	-	
R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5~/未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50%以下	-	-	-	-	

点検結果表

(行政機関名：総務省)

制度名	地域データセンター整備促進税制の拡充・延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（令和元年度の法人税）について、「実施計画の認定実績及び実施計画の認定申請予定（事業者からの聞き取り）により算定」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ② 将来の適用数（令和2年度及び3年度の法人税）について、「令和2年度及び令和3年度の適用数については主要5事業者団体中、3事業者団体による聞き取り結果を反映」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【総務省の補足説明】	① 令和元年度において実際に認定済の社が1社あり、他1社から申請予定であるとの連絡を得ており、令和元年度の適用数を2としているものであるため、計算式等はございません。 ② 税制の延長・拡充を令和3年度まで行った場合、申請を出す意向はあるか主要5事業者団体中、3事業者団体に聞き取りをおこなった結果、申請意向を示した社の数を適用数としているものであるため計算式などはございません。
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—

【点検結果】	なし。
--------	-----

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（本税制により東京圏以外のデータセンターへの投資を後押しし、税制適用期間である令和3年度末までに、東京圏の比率を54.9%とし、地域分散を加速）に対する将来の効果について、年度ごとに地域データセンターの増加割合を推計しているが、その算定の基礎となる「平成30年度の対象設備の投資額」及び「平成30年度の増加サーバールーム面積」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 達成目標（本税制により東京圏以外のデータセンターへの投資を後押しし、税制適用期間である令和3年度末までに、東京圏の比率を54.9%とし、地域分散を加速）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数2件（令和元年度）、8件（令和2年度）及び9件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていない。 ③ 達成目標（本税制により東京圏以外のデータセンターへの投資を後押しし、税制適用期間である令和3年度末までに、東京圏の比率を54.9%とし、地域分散を加速）に対する将来の直接的な効果について、「税制効果の定量的分析」として算定根拠が説明されているが、これらは、本特例措置がなければ増設されないと見込まれるものであることの確認が行われていないことから、説明に誤りがある。
【総務省の補足説明】	① データセンタービジネス市場調査総覧2019より引用した値になります。 ② 予測される将来の適用数が各年度10件未満となっている原因については、令和元年度については、税制の要件が事業者のニーズにマッチしていなかったため適用数が僅少となっております。令和2年度以降は要件の緩和を要望しているため、要件緩和が認められた際には、適用数は令和元年に比べて大きく伸びることが予測されます。それでもなお10件未満となる原因については、税制優遇を考慮してもなお、東京圏にデータセンターを整備したいという事業者のニーズが強いからです。一方でわずかでも地域のデータセンターの整備が進めば、地域の電力サービスや通信サービス等が整い、地域にデータセンターを整備しやすい環境が整っていくことになり、それがまた地域に新たなデータセンターを誘致するといった流れを生むこととなります。本税制は、こういっ

<p>た地域にデータセンターが整備される流れを生むことを目的とした施策となるため適用見込みが僅少であっても実施する意義があるものになります。</p> <p>③ 評価書7ページに「本税制が適用された場合、各年度の適用数と全国サーバールーム面積に対する1社あたりのサーバールーム増加面積の割合を掛け合わせた以下の割合で地域のデータセンターが増えることが推計される。」といった説明文を追記しました。その他、備考の指摘部分については、評価書14ページに補足説明を追記しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 「本税制が適用された場合、各年度の適用数と全国サーバールーム面積に対する1社あたりのサーバールーム増加面積の割合を掛け合わせた以下の割合で地域のデータセンターが増えることが推計される」との説明では、本特例措置がなければ増設されないと見込まれるものであることの確認が行われていないことから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていない。</p> <p>また、令和元年度から3年度までに増加すると予測している地域のデータセンターのサーバールームの面積について、その算定の基礎となっている投資額及び増加サーバールーム面積は、本特例措置の対象外である東京圏に所在する事業者を含んだ、全データセンター事業者の投資額及び全国のデータセンターにおける増加サーバールーム面積であり、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域データセンター整備促進税制の拡充・延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税4) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))
		②: 上記以外の税目 (固定資産税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税の特例(法人税)</p> <p>(ア) 内容 地域のデータセンターを整備するものとして、特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成22年法律第35号)に基づいて総務大臣から認定された実施計画に従って取得し、事業の用に供した電気通信設備のうち、東京圏以外の地域に整備するもので、設置地域近傍からの利用を主たる目的とする一定の設備に限り、取得価格の一定割合を特別償却額として計上することが可能</p> <p>(イ) 対象設備 実施計画に従って取得した電気通信設備 ①サーバー、②ルーター、スイッチ、電源装置、無停電電源装置、非常用発電機※1 ※1 ①の設備と同時に設置されるものに限る。</p> <p>(ウ) 措置内容 法人税:取得価格の15%の特別償却</p> <p>(2) 地方税の特例(固定資産税)</p> <p>(ア) 内容 地域のデータセンターを整備するものとして、特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づいて総務大臣から認定された実施計画に従って取得し、事業の用に供した電気通信設備のうち、首都直下地震緊急対策区域以外の地域に整備するもので、専ら同区域内のデータセンターのバックアップを目的とする一定の設備に限り、固定資産税の課税標準の特例を受けることが可能。</p> <p>(イ) 対象設備 実施計画に従って取得した電気通信設備 ①サーバー、②ルーター、スイッチ、電源装置、無停電電源装置、非常用発電機※1 ※1 ①の設備と同時に設置されるものに限る。</p> <p>(ウ) 措置内容取得後3年分の課税標準の特例(軽減割合3/4)</p> <p>《要望の内容》 5GやIoT時代を見据え、今後地域での通信が活発化していく中で、地域におけるデータ処理の核となるデータセンター等の整備を更に促進</p>

		<p>し、我が国のインターネットの持続可能性を向上させるとともに、地域経済の活性化を図るため、税制措置の拡充・延長等を図る。</p> <p>(1) 現状、排他的な適用となっている助成金事業(地域特定電気通信設備共用事業)と選択的に適用可能とすること。</p> <p>(2) 対象設備について、現在、サーバーと同時に設置される場合にのみ対象となるルーター・スイッチ等の電気通信設備について、サーバーを設置しない場合についても対象とすること。</p> <p>(3) 地方税の地理的要件「首都直下型地域緊急対策区域以外の地域」を「東京圏以外」に変更すること。</p> <p>(4) 国税の対象設備の目的要件「近傍からの利用」、地方税の対象設備の目的要件「首都直下型地域緊急対策区域のバックアップ」を求めないこと。</p> <p>(5) 令和元年度末までとなっている特例措置を2年間(令和3年度末まで)延長すること</p> <p>(ア) 内容 地域のデータセンターを整備するものとして、総務大臣から認定された実施計画に従って取得し、事業の用に供した電気通信設備のうち、東京圏以外の地域に設置するものに限り、取得価格の一定割合を法人税の特別償却額及び固定資産税の課税標準の特例を受けることが可能</p> <p>(イ) 対象設備 実施計画に従って取得した電気通信設備 ①サーバー、ルーター、スイッチ、②電源装置、無停電電源装置、非常用発電機※1 ※1 ①の設備と同時に設置されるものに限る。</p> <p>(ウ) 措置内容 法人税:取得価格の15%の特別償却 固定資産税:取得後3年分の課税標準の特例(軽減割合3/4)</p> <p>《関係条項》 ・電気通信基盤充実臨時措置法第4条 ・租税特別措置法第四十四条の五、第六十八条の二十六 ・地方税法附則第十五条第四十六項</p>
5	担当部局	総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成30年度~令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	平成30年度要望にて新設
8	適用又は延長期間	令和4年3月31日まで (延長:2年間)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 インターネットの利用が拡大し、トラフィックが増加している中、更にIoT時代の到来により地域において生み出されるデータの急増が見込まれ</p>

	<p>ているところ、情報流通の要となるデータセンターやIX^{※1}・CDN^{※2} 関連設備の地域への整備を促進。これにより地域経済を活性化するとともに、東京圏に集中しがちなトラフィックを分散してトラフィック流通の効率化や国土強靱化を実現する。</p> <p>※1 Internet eXchange: インターネットにおけるトラフィックの交換拠点 ※2 Content Delivery Network: ユーザーに効率良くコンテンツを配信するための分散型情報配信システム</p> <p>《政策目的の根拠》 インターネットトラフィックの増加・IoT の普及や官民データ活用推進基本法(平成 28 年法律第 103 号)の施行を踏まえ、今後地域で生まれるデータの急速な増大が予想される。 他方、我が国のインターネットは、その大部分のトラフィックを都市部で交換する一極集中型の構成となっており、本来的には地域内で交換可能なトラフィックも都市部を経由して通信している。このような非効率的な通信により、ネットワークインフラを圧迫していることに加え、災害時等における脆弱性の要因ともなっている。 このため、今後も増加が見込まれている地域の IoT データ及び官民データの蓄積・活用並びに東京圏に集中しがちなデータやトラフィックの分散化を図り、地域内での情報の流通を円滑化するとともに、耐災害性を向上させるため、データセンターを全国に整備することが必要である。</p> <p>○成長戦略フォローアップ(令和元年 6 月 21 日閣議決定) II 経済構造革新への基盤づくり I Society5.0 の実現 1. デジタル市場のルール整備 (2)新たに講ずべき具体的施策 ii) データ流通の促進 ②流通・活用環境の整備 エ) ICT を活用した災害対応 トラフィックの混雑緩和と都市部での大規模災害発生時のリスク回避を図るため、電気通信事業者やコンテンツ事業者等、幅広い関係者による協議会を本年内に設立し、地域 IX や CDN 等の活用による地域分散型のネットワーク構成への移行を進める。</p> <p>○まち・ひと・しごと創生基本方針 2019(令和元年 6 月 21 日閣議決定) V.各分野の施策の推進 4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する (2)Society5.0 の実現に向けた技術の活用 地域 IoT データ等の地域内での流通・活用の基盤となる地域データセンターや地域 IX・CDN 等の地域分散型ネットワークの整備を支援する。</p> <p>○世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和元年 6 月 21 日閣議決定) 目的</p>
--	---

	<p>第一条 この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用(以下「官民データ活用」という。)の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データ活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>○ 国土強靱化基本計画(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定) 第 1 章 国土強靱化の基本的考え方 4 特に配慮すべき事項 (民間投資の促進) 民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携(広報・普及啓発、協議会の設置等)により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等(例えば、バックアップの施設やシステムの整備等)を促すとともに、PPP/PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組み(例えば、認証制度、規制の見直し、税制の活用等)の具体化を着実に進める。</p> <p>② 政策体系における政策目的的位置付け ○ 政策評価体系 平成 29 年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成 24 年総務省訓令第 17 号)】 V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 4. 情報通信技術利用環境の整備</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成 30 年度末時点の「1 都 3 県のデータセンターのサーバールーム面積」^{※1}の「全国のデータセンターのサーバールーム面積」^{※2}における比率(以下「指標の比率」という。)を、平成 30 年度末時点ですべて約 56.79%であるものを、令和 11(2029)年度末までの 10 年間で 5 割以下に下げることが目標とする。 そのため、本税制により東京圏以外のデータセンターへの投資を後押しし、税制適用期間である令和 3 年度末までに、東京圏の比率を 54.9%とし、地域分散を加速。 ※1 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))における 1 都 3 県のサーバールーム面積 ※2 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))における全国のサーバールーム面積</p>
--	---

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国内データセンターのうち首都直下地震緊急対策区域以外に立地するバックアップ用途のデータセンターの比率を向上させることは、データセンターが東京一極集中している状況に対し、データを同区域外に分散させることとなり、首都直下地震等が発生した場合においてデータセンターが同時被災し、サービスが停止することを最小限の規模に抑えることとなる。これにより、全体として情報通信基盤の機能が損なわれる度が最小限に抑えられ、政策目的である、我が国における情報通信基盤の耐災害性の強化が実現するものである。
10	有効性等	① 適用数	平成30年度 0社(国税、地方税の適用実績) 令和元年度 2社(国税適用見込み) 0社(地方税適用見込み) 令和2年度 16社(国税及び地方税それぞれ8社適用見込み) 令和3年度 18社(国税及び地方税それぞれ9社適用見込み) ※1 令和元年度の適用数については、実施計画の認定実績及び実施計画の認定申請予定(事業者からの聞き取り)により算定。 ※2 令和2年度及び令和3年度の適用数については主要5事業者団体中、3事業者団体による聞き取り結果を反映。残り2事業者団体からの聞き取り結果により、適用見込み数は増える可能性がある。
		② 適用額	令和元年度:1,174百万円 令和2年度:9,442百万円 令和3年度:10,737百万円 ※算出根拠 別紙参照
		③ 減収額	【法人税】平成30年度:0百万円 令和元年度:40.87百万円 令和2年度:164.3百万円 令和3年度:186.83百万円 【法人住民税】平成30年度:0百万円 令和元年度:5.27百万円(見込み) 令和2年度:21.2百万円(見込み) 令和3年度:24.1百万円(見込み) 【法人事業税】平成30年度:0百万円 令和元年度:11.8百万円(見込み) 令和2年度:47.45百万円(見込み) 令和3年度:53.95百万円(見込み) 【固定資産税】 令和元年度 0(百万円) 令和2年度 0(百万円)(見込み) 令和3年度 13.95(百万円)(見込み)

			令和4年度 25.5(百万円)(見込み) 令和5年度 17.72(百万円)(見込み) 令和6年度 7.66(百万円)(見込み) ※3 算出根拠 別紙参照
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成30(2018)年末時点における指標の比率:56.79%(実績) 令和元(2019)年度末時点における指標の比率:56.24%(目標) 令和2(2020)年度末時点における指標の比率:55.58%(目標) 令和3(2021)年度末時点における指標の比率:54.90%(目標) ※算出根拠は別紙参照 ○初期の目標の達成状況 前回評価時の目標(「1都3県のデータセンターのサーバールーム面積」の「全国のデータセンターのサーバールーム面積」における比率を、10年間で1%下げる)については、既に達成しているものの、データセンター市場は、今後、年率7%程度の成長が見込まれる成長産業(※)であり、引き続き大きな需要が存在することから、時宜を捉えた政策誘導により、政策目的である地域データセンター整備を更に促進することが可能。 他方で、本税制は、本年度末時点で適用見込みが2件と、事業者のニーズを適切に汲み取れていない状況であり、今般、適用要件の緩和を要望しているもの。(事業者団体へのヒアリングに基づき、要件緩和により大きな適用件数増を見込んでいる) ※データセンタービジネス市場規模の年平均成長率は、2018年から2023年で6.6%と見込まれている。(出典:データセンタービジネス市場規模調査総覧2019年版(株式会社フジキメラ総研)) 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 データセンターの整備は、純粋な経済合理性に委ねた場合、東京圏へ集中することとなるため、税制支援により電気通信事業者に東京圏以外にデータセンターを整備するインセンティブを与えることが重要。 また、総務省で実施した「ネットワーク中立性に関する研究会」の中間報告書(H.31.4)においては、「地域におけるトラフィック交換の促進を通じた通信品質や耐災害性の向上を実現するため、これまでのデータセンターの地域分散支援に加え、地域IXやCDNの活用に向けた関係事業者の取組を支援することが望まれる。」との提言がなされており、引き続き本支援策を実施することが求められている。 地域データセンター整備にかかる税制支援に対する電気通信事業者

	<p>のニーズは高いものの、そのニーズに応えられていないことが現行制度の問題点であり、今般の税制改正により是正していく必要がある。</p> <p>なお、定量的に本税制の効果を分析すると以下となる。</p> <p>○税制効果の定量的分析</p> <p>平成30年度の対象設備の投資額は 157,070 百万円 であり、 平成30年度の増加サーバールーム面積が 32,140m² であり、 平成30年度の全国のサーバールーム面積は、 1,378,900m² である。</p> <p>平成30年度の投資額と増加サーバールーム面積の比率より令和元年以降に本税制が適用された場合の1社あたりの地域におけるサーバールーム増加面積を以下のとおり算出できる。</p> <p>令和元年度 120m² 令和2年度 121m² 令和3年度 122m²</p> <p>平成30年度の全国のサーバールーム面積と令和元年以降のサーバールームの面積の増加予測値より、令和元年以降の全国のサーバールーム面積を算出し、上記で算出した1社あたりのサーバールーム増加面積の全国サーバールーム面積に対する割合を算出すると以下となる。</p> <p>令和元年度 0.0085% 令和2年度 0.0083% 令和3年度 0.0082%</p> <p>本税制が適用された場合、各年度の適用数と全国サーバールーム面積に対する1社あたりのサーバールーム増加面積の割合を掛け合わせた以下の割合で地域のデータセンターが増えることが推計される。</p> <p>令和元年度 0.017%(適用見込み数 2(国税のみ)) 令和2年度 0.133%(適用見込み数 16(国税・地方税各 8)) 令和3年度 0.148%(適用見込み数 18(国税・地方税各 9))</p> <p>また、平成 28 年度の1都3県のデータセンターの割合 57.85%が、平成30年度に 56.79%となったことを踏まえると、助成事業等の効果により単年度毎に 0.53%程度地域データセンター割合が増えることが予測できる。</p> <p>よって、本税制と助成事業の効果を合わせた各年度の地域データセン</p>
--	---

		<p>ターの増加割合は以下のとおり推計できる。</p> <p>令和元年度 0.547% 令和2年度 0.663% 令和3年度 0.678%</p> <p>なお、本目標の達成状況については、毎年度発行される「データセンタービジネス市場調査総覧」の1都3県以外のデータセンターの割合により確認するものとする。</p> <p>※算出根拠は、別紙参照</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>地域のデータセンター関連設備への投資促進を図ることにより、地域の情報流通が円滑化され、地域経済の活性化に資する。また、首都直下地震等の大規模災害が発生したときのサービス停止からの復旧を速やかに行うことが可能となり、社会的・経済的損失を与えることができるため、税収減を是認する効果があると考えられる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターは、同区域内のデータセンターとの比較において、通信費用等の面で不利な状況にあることが、データセンターが同区域に一極集中することの主要な要因の一つである。また、本税制の政策目的である情報通信基盤の耐災害性の強化にあたっては、首都直下地震緊急対策区域以外の地域へのデータセンターの新設・増設による、地域データセンターへのバックアップ比率の向上が必要であり、税制措置による公平で幅広い効果を発揮させることが適当であると考ええる。</p> <p>○補助金と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由</p> <p>首都直下地震緊急対策区域のデータセンターは、それぞれ災害に対する備えに違いがあるものの、首都直下地震等での被害、たとえばどの地域が電力供給停止になるのか等は予測することが難しく、どのデータセンターでも被害を受ける可能性がある。この点、広く、首都直下地震緊急対策区域以外に立地するデータセンターの事業者全体の底上げが必要であり、税制措置による幅広い効果を発揮させることが適当である。</p> <p>○規制の創設と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由</p> <p>法令に定め規制により地方立地の義務づけ等を行うことについては、データセンター事業者(提供側)または利用する個人・企業等(利用側)に首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターを利用することを求めることとなる。この点、前者については、当該区域においてのみ事業を行う事業者にとって経営や営業の自由を過度に制限することとなり、実現困難である。また、後者では、災害への対応の在り方が業種や事業形態、規模等で異なり、実効性のある規制を創設することは実質的に困難である。さらに、新規の規制の創設が可能であっても、一般的に義務づけ等を行う際には経過措置の期間が設定され、結果、</p>

(別紙)

		相応の期間がかかるため、税制措置による支援は適切であると考え る。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本件租税特別措置により整備される設備を用いる事業は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第4条の「通信の秘密の保護」をはじめ、事業の休廃止等に関する規律(法第18条等)、消費者保護に関する規律(法第26条等)、電気通信設備に関する規律(法第41条等)等が適用される。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価:平成29年8月(H29 総務01)

地域データセンター整備促進税制による減収額及び税制特別装置等の直接的効果について

1. 地域データセンター整備促進税制による減収額

データセンタービジネス市場調査総覧2019のデータを活用し、以下のとおり各税制にかかる1社あたりの減収額が算出できる。

(ア) 法人税

- ① 平成2018年末時点のデータセンター事業者数 292社
② データセンター税制対象設備の投資額(単位:円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
171,450,000,000	172,330,000,000	174,180,000,000

- ③ 1社あたりのデータセンター税制対象設備の投資額(単位:円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
587,157,534	590,171,233	596,506,849

※②÷①で各年度の投資額を算出

- ④ 法人税の適用数を踏まえたデータセンター税制対象設備の投資額(単位:円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
1,174,315,068	4,721,369,864	5,368,561,641

※③×[各年度の適用数]

- ⑤ 法人税に係る1社あたりの減収額(単位:円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
20,433,082	20,537,959	20,758,438

※[該当年度の1社あたりの適用額]×[特別償却率15%]×[法人税率23.2%]

- ⑥ 法人税に係る適用数を踏まえた減収額(単位:円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
40,866,164	164,303,671	186,825,945

※[該当年度の適用見込み数]×[該当年度の1社あたりの適用額]×[特別償却率15%]×[法人税率23.2%]

(イ) 法人住民税

- ① 法人税に係る適用数を踏まえた減収額(単位:円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
40,866,164	164,303,671	186,825,945

- ② 法人住民税の減収額(単位:円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
5,271,735	21,195,174	24,100,547

※ [該当年度の法人税減収額] × [法人住民税率 12.9%]

(ウ) 法人事業税

① 適用数を踏まえたデータセンター税制対象設備の投資額 (単位: 円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
1,174,315,068	4,721,369,864	5,368,561,641

② 法人事業税の減収額 (単位: 円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
11,801,866	47,449,767	53,954,044

※ [該当年度の適用額] × [特別償却率 15%] × [法人事業税率 6.7%]

(エ) 固定資産税

1. サーバー (5年償却)

- ① 令和元年度投資見込額^{*1}: 0 (百万円) ※適用見込み数 0 社あたりの対象設備投資見込額
- ② 令和2年度投資見込額^{*1}: 2,901 (百万円) ※適用見込み数 8 社あたりの対象設備投資見込額
- ③ 令和3年度投資見込額^{*1}: 3,350 (百万円) ※適用見込み数 9 社あたりの対象設備投資見込額
- ④ 半年償却率: 0.1845
- ⑤ 償却率: 0.369
- ⑥ 課税標準: 3/4
- ⑦ 固定資産税率: 1.4%
 令和2年度減税額: 0 円
 令和3年度減税額: $② \times (1-④) \times (1-⑥) \times ⑦ = 8,281,235$ 円
 令和4年度減税額: $(② \times (1-④) \times (1-⑤) + ③ \times (1-④)) \times (1-⑥) \times ⑦$
 $= 14,788,174$ 円
 令和5年度減税額: $(② \times (1-④) \times (1-⑤)^2 + ③ \times (1-④) \times (1-⑤)) \times (1-⑥) \times ⑦$
 $= 9,331,338$ 円
 令和6年度減税額: $③ \times (1-④) \times (1-⑤)^2 \times (1-⑥) \times ⑦ = 3,807,500$ 円

※1 データセンタービジネス市場調査総覧 2019 ((株)富士キメラ総研) の投資見込額と適用見込み数から計算

2. 無停電電源装置 (UPS) (6年償却)

- ① 令和元年度投資見込額^{*2}: 0 (百万円) ※適用見込み数 0 社あたりの対象設備投資見込額
- ② 令和2年度投資見込額^{*2}: 284 (百万円) ※適用見込み数 8 社あたりの対象設備投資見込額
- ③ 令和3年度投資見込額^{*2}: 308 (百万円) ※適用見込み数 9 社あたりの対象設備投資見込額

④ 半年償却率: 0.1595

⑤ 償却率: 0.319

⑥ 課税標準: 3/4

⑦ 固定資産税率: 1.4%

令和2年度減税額: 0 円

令和3年度減税額: $② \times (1-④) \times (1-⑥) \times ⑦ = 834,167$ 円

令和4年度減税額: $(② \times (1-④) \times (1-⑤) + ③ \times (1-④)) \times (1-⑥) \times ⑦$
 $= 1,474,772$ 円

令和5年度減税額: $(② \times (1-④) \times (1-⑤)^2 + ③ \times (1-④) \times (1-⑤)) \times (1-⑥) \times ⑦$
 $= 1,004,320$ 円

令和6年度減税額: $③ \times (1-④) \times (1-⑤)^2 \times (1-⑥) \times ⑦ = 420,494$ 円

※2 データセンタービジネス市場調査総覧 2019 ((株)富士キメラ総研) の投資見込額と適用見込み数から計算

3. ルーター&スイッチ&電源装置 (9年償却)

- ① 令和元年度投資見込額^{*3}: 0 (百万円) ※適用見込み数 0 社あたりの対象設備投資見込額
- ② 令和2年度投資見込額^{*3}: 1,091 (百万円) ※適用見込み数 8 社あたりの対象設備投資見込額
- ③ 令和3年度投資見込額^{*3}: 1,248 (百万円) ※適用見込み数 9 社あたりの対象設備投資見込額
- ④ 半年償却率: 0.113
- ⑤ 償却率: 0.226
- ⑥ 課税標準: 3/4
- ⑦ 固定資産税率: 1.4%
 令和2年度減税額: 0 円
 令和3年度減税額: $② \times (1-④) \times (1-⑥) \times ⑦ = 3,387,732$ 円
 令和4年度減税額: $(② \times (1-④) \times (1-⑤) + ③ \times (1-④)) \times (1-⑥) \times ⑦$
 $= 6,495,500$ 円
 令和5年度減税額: $(② \times (1-④) \times (1-⑤)^2 + ③ \times (1-④) \times (1-⑤)) \times (1-⑥) \times ⑦$
 $= 5,027,517$ 円
 令和6年度減税額: $③ \times (1-④) \times (1-⑤)^2 \times (1-⑥) \times ⑦ = 2,320,458$ 円

※3 データセンタービジネス市場調査総覧 2019 ((株)富士キメラ総研) の投資見込額と適用見込み数から計算

4. 非常用発電機 (15年償却)

- ① 令和元年度投資見込額^{*4}: 0 (百万円) ※適用見込み数 0 社あたりの対象設備投資見込額
- ② 令和2年度投資見込額^{*4}: 445 (百万円) ※適用見込み数 8 社あたりの対象設備投資見込額
- ③ 令和3年度投資見込額^{*4}: 462 (百万円) ※適用見込み数 9 社あたりの対象設備投資見込額
- ④ 半年償却率: 0.071
- ⑤ 償却率: 0.142
- ⑥ 課税標準: 3/4
- ⑦ 固定資産税率: 1.4%
 令和2年度減税額: 0 円
 令和3年度減税額: $② \times (1-④) \times (1-⑥) \times ⑦ = 1,447,586$ 円

令和4年度減税額：(2)×(1-4)×(1-5)+3)×(1-4)×(1-6)×7
 =2,745,290 円
 令和5年度減税額：(2)×(1-4) (1-5)²+3)×(1-4) (1-5)×(1-6)×7
 =2,355,459 円
 令和6年度減税額：3)×(1-4) (1-5)²×(1-6)×7=1,106,647 円

※4 データセンタービジネス市場調査総覧 2019 ((株)富士カメラ総研) の投資見込額と適用見込み数から計算

以上より、各年度の減収額が以下のとおり算出される。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0	13,950,720	25,503,737	17,718,634	7,655,100

(参考 各年度の各対象設備に係る投資額 (単位: 円))

各年度の各対象設備に係る投資額はデータセンタービジネス事業調査総覧 2019 の実数により、以下となる。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
サーバー&ストレージ	103,000,000,000	105,900,000,000	108,700,000,000
ルーター・スイッチ・電源装置	39,460,000,000	39,830,000,000	40,480,000,000
UPS	10,240,000,000	10,350,000,000	10,000,000,000
非常用電源	18,750,000,000	16,250,000,000	15,000,000,000

これを、データセンタービジネス事業調査総覧 2019 の平成 2018 年末時点のデータセンター事業者数 292 で割ると、1社あたりの投資額が以下のとおり算出される。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
サーバー&ストレージ	352,739,726	362,671,233	372,260,274
ルーター・スイッチ・電源装置	135,136,986	136,404,110	138,630,137
UPS	35,068,493	35,445,205	34,246,575
非常用電源	64,212,329	55,650,685	51,369,863

さらに、各年度の固定資産税にかかる適用数を乗じると以下となる。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
サーバー&ストレージ	0	2,901,369,863	3,350,342,466
ルーター・スイッチ・電源装置	0	1,091,232,877	1,247,671,233
UPS	0	283,561,644	308,219,178
非常用電源	0	445,205,479	462,328,767

2. 達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果

データセンタービジネス市場調査総覧 2019 より、平成 30 年度の全データセンター事業者の対象設備の投資額は 157,070 百万円であり、平成 30 年度の全国のデータセンターにおける増加サーバーールーム面積は 32,140m² であり、これよりデータセンター事業者 1社あたりのサーバーールーム面積は以下のとおり増加すると予測される

令和元年度	令和2年度	令和3年度
120	121	122

※1 単位は平方メートル

※2 ((該当年度の1社あたりのデータセンター税制対象設備の投資額) × { (平成30年度の増加サーバーールーム面積) ÷ (平成30年度のデータセンター税制対象設備の投資額) })

また、データセンター事業者全体のサーバーールーム面積は以下のとおり増加すると予測される

令和元年度	令和2年度	令和3年度
35,082	35,263	35,641

※1 単位は平方メートル

※2 ((該当年度のデータセンター税制対象設備の投資額) × { (平成30年度の増加サーバーールーム面積) ÷ (平成30年度のデータセンター税制対象設備の投資額) })

データセンタービジネス市場調査総覧 2019 より、平成 30 年度の全国のサーバーールーム面積は

1,378,900m²

であるため、令和元年以降の全国のサーバーールーム面積は以下のとおり算出できる。

令和元年度	令和2年度	令和3年度
1,413,982	1,449,245	1,484,886

※1 単位は平方メートル

※2 (該当年度のサーバーールーム面積) = (前年度のサーバーールーム面積) + (該当年度のサーバーールームの増加面積)

地域データセンター整備促進税制が活用され、東京圏以外の地域においてデータセンター設備が増強された場合には、地域のデータセンターのサーバールームの面積は1社あたり以下の割合増加することが見込まれる

令和元年度	令和2年度	令和3年度
0.0085	0.0083	0.0082

※1 単位はパーセント

※2 $(\text{データセンター事業者1社あたりのサーバールーム増加面積}) \div (\text{データセンター事業者全体のサーバールーム面積}) \times 100$

これに各年度の適用数をかけて合計すると、以下となる。

令和元年度	令和2年度	令和3年度
0.0170	0.1336	0.1479

また、平成28年度の1都3県のデータセンターの割合57.85%が、平成30年度に56.79%となったことを踏まえると、助成事業等の効果により単年度毎に0.53%程度地域データセンターの割合が増えることが予測できる。

よって、本税制と助成事業等の効果を合算すると地域データセンターの割合は各年度以下のとおり増加が見込まれる。

令和元年度	令和2年度	令和3年度
0.5470	0.6636	0.6779

上記より、1都3県のデータセンターの割合は、以下のとおり減少することが見込まれる。

令和元年度	令和2年度	令和3年度
56.2430	55.5794	54.9015

令和4年度以降も令和元年から令和3年度までの平均値となる0.63%ずつ地域データセンターの割合が増加すると予測すると、令和11年度末には、1都3県のデータセンターの割合は49.87%となるが見込まれる。

以上より、令和元年度から令和3年度までの目標値及び10年で1都3県のデータセンターの割合を5割以下という目標を掲げている。